

徳島マラソン



先月号で宣言したとおり、全力で突っ走るために徳島マラソンに参加しました。と言っても子どもたちと一緒にチャレンジランということで1.5kmという距離でしたが、私には十分に長い距離でした。何とか止まらずに走り切ることができたのですが、左足の付け根が痛くなり、翌日は筋肉痛に見舞われるなど、運動不足を痛感することになりました・・・。

(孝志洋)

所得税の「年収の壁」改正について

令和7年度の税制改正法案が3月4日に衆議院で可決されました。この法案には「基礎控除の特例」が盛り込まれており、令和7年分と令和8年分の2年間に限り、合計所得金額655万円以下の方の基礎控除が年収別に4段階で加算されます。



【基礎控除の特例】

当初案は、所得税の基礎控除の額を48万円から58万円に10万円引き上げる(合計所得金額2,350万円以下の方)ものでした。修正案により、年収に応じて基礎控除の額が、さらに加算されます(基礎控除の特例)。

納税者本人の 合計所得金額	基礎控除		基礎控除の特例(修正案)			備考
	現行	当初案	合計所得金額	控除加算	加算後	
2,350万円以下	48万円	58万円	132万円以下	+37万円	95万円	恒久措置
			132万円超336万円以下	+30万円	88万円	2年間限定
			336万円超489万円以下	+10万円	68万円	2年間限定
			489万円超655万円以下	+5万円	63万円	2年間限定
			655万円超2,350万円以下	加算なし	58万円	

合計所得金額132万円超の方への加算は、令和7年分と令和8年分に限り適用され、令和9年分以降は基礎控除額は58万円に戻ります。また、合計所得2,350万円超の方には、改正の影響はありません。

この結果、所得税の非課税枠(いわゆる「年収の壁」)は、現行の年収103万円から、合計所得金額132万円以下の基礎控除額95万円に給与所得控除の額65万円(改正により10万円増加)を加えた年収160万円まで引き上げられます。

【適用時期】

「基礎控除の特例」は、令和7年12月1日に施行され、会社員は年末調整で適用されます。個人事業者は確定申告にて適用します。いずれの場合も従来の事務が、より煩雑になることが予想されます。

(大寺)

資産税係 相続財産の名義変更手続③ ー非上場株式ー

非上場株式を相続した場合の名義変更手続きは、上場株式とは異なり、株式の発行元である会社等に対して相続人が直接申し出る必要があります。

手続き

- ① 非上場株式の相続を株式発行会社に申し出る。
- ② 非上場株式の評価をする。
市場価格がないため、非上場株式の評価は複雑です。そのため、通常は税理士が計算します。
オーナー一族が相続する場合には、非常に高額な評価額になる可能性があります。
- ③ 必要書類を法人に提出します。一般的な必要書類は以下の通りです。

- 株式名義書換請求書
- 株券(株券発行会社の場合)
- 被相続人の戸籍謄本(出生から死亡まで連続するもの)
- 相続人の戸籍謄本
- 遺産分割協議書
- 相続人全員の印鑑証明書

会社によって追加の書類(例えば、会社が独自に定めた同意書や確認書など)が求められることがあります。

(坂田)

社会保険 労働基準法における休日の考え方

労働基準法では、「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない」と規定しています。以下では、休日出勤の取り扱いで留意したい点をまとめます。

★ 休日の種類

法定休日 ▶ 労働基準法が定める1週間に1日の休日を、一般的には「法定休日」と呼んでいます。

所定休日 ▶ 1週間に複数の休日があるときの法定休日以外の休日を、「所定休日」や「法定外休日」と呼び、区別して扱います(ここでは「所定休日」といいます)。

★ 割増賃金の取扱い

法定労働時間(原則 8時間/日、40時間/週)を超える残業や、法定休日に対する休日出勤を行った際には、割増賃金を支払う必要があります。割増賃金は1日および1週間の法定労働時間を超えた時間外労働に対し、2割5分以上で計算した額の支払いが必要であり、法定休日の労働に対しては、3割5分以上で計算した額の支払いが必要になります。また、1ヵ月60時間を超える時間外労働には5割以上で計算した額の支払いが必要になります。

ここでも、所定休日に係る休日出勤であるか、法定休日に係る休日出勤であるかによって違いが生じます。



- ※ 所定休日に係る休日出勤が法定労働時間を超えた場合：2割5分以上
- 法定休日に係る休日出勤(60時間を超える時間外労働に含めない)：3割5分以上

例 就業規則等で土曜日・日曜日を休日と規定している事業所で、月曜日から日曜日まで出勤した場合(月曜日～金曜日の時間外労働は無いものとする)

1日の所定労働時間が8時間の労働者
土曜日：2割5分以上
日曜日：3割5分以上

1日の所定労働時間が5時間の労働者
土曜日：割増賃金不要
日曜日：3割5分以上

(吉田)

保険の種類には配当が付く保険があります。配当の受け取り方法には、保険会社で契約者の口座に積み立てていく方式があります。この配当を「積立配当金」といいます。積立配当金には利息がつく場合があり、その経理処理は以下のようになります。

配当の通知を受け取った時

例：配当 10,000 円につき利息 10 円

借 方		貸 方	
積立配当金	10,010 円	雑収入	10,000 円 (消費税：不課税)
		雑収入	10 円 (消費税：非課税)

(さくらビジネス)

会計制度 固定資産の減損⑨ STEP 4 減損損失の測定

今回より、減損会計の最終ステップである「STEP4 減損損失の測定」について説明します。

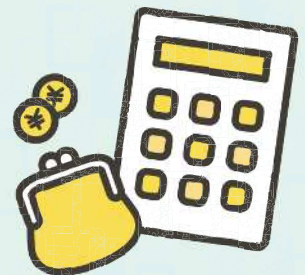
STEP3 までで減損損失を認識すべきであると判定された資産グループについては、回収不能と見積もられる額について、簿価を切り下げる必要があります。つまり、減損損失計上額は、以下のとおり算定されます。

減損損失計上額 = 簿価 - 回収可能価額 (投資回収できる額)

回収可能価額とは、①使用価値と②正味売却価額のいずれか高い金額です。

- ① 使用価値は、資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値です。
- ② 正味売却価額は、資産又は資産グループの時価から処分見込額を控除して算定される金額です。

この2つの回収可能価額について、次回より説明します。



(孝志茜)

5月の社会保険労務

- 6月2日
- 健保・厚年の保険料納付 (郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付 (使用) 状況報告書提出 (年金事務所・公共職業安定所)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者 (誕生月を迎える者) 現況届
- 旧国民年金 (老齢・通老) 受給権者 (誕生月を迎える者) 現況届

- 旧国民年金 (障害・母子・準母子・遺児・寡婦) 受給権者現況届
- 労災年金受給権者 (1月～6月誕生月の者) 定期報告 (労働基準監督署)

※児童福祉週間 (5日～11日)



5月の税務

- 5月12日
- 1. 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 5月15日
- 2. 特別農業所得者の承認申請
- 6月2日
- 3. 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
通知方法・・・特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
- 4. 3月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
- 5. 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

- 7. 9月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞ (半期分)
- 8. 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 9. 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告 (1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分) ＜消費税・地方消費税＞
- 10. 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

- 5月中において都道府県の条例で定める日
- 11. 自動車税 (種別割) の納付 賦課期日・・・4月1日
- 12. 鉦区税の納付 賦課期日・・・4月1日



マイナ保険証制度の導入により、国民の利便性向上と医療現場の効率化、さらには医療分野におけるデジタル化の推進を目指しています。

令和7年現在、マイナ保険証は国民の健康・医療情報を一元管理することにより、質の高い医療サービスの提供を目指すという壮大な構想を掲げていますが、その普及状況には依然として課題が残っています。

厚生労働省の発表によると、令和7年1月末時点でマイナ保険証を利用している人は国民全体のわずか13.9%に留まっており、その普及率の低さが浮き彫りとなっています。

一方、マイナンバーカード自体の保有率は全人口の77.6%まで上昇しているものの、マイナンバーカード保有者のうち84.1%がマイナ保険証の登録を済ませています。

実際にマイナ保険証として利用できる人の割合は人口の約61.5%程度です。



(大下)

さくら税理士法人 Facebook

当事務所では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。

楽しい情報をお伝えできたらと思っておりますので、ぜひご覧ください。

また、「これは!」という情報がありましたら **いいね!** ボタンも積極的に押してくださいね♪

よろしくお願い申し上げます!

さくら税理士法人 Facebookはこちらから!
<https://www.facebook.com/skr39.tax/>



トルコ紀行①カッパドキアのバルーンは死ぬ思い!!

妻が長年希望したトルコ旅行。カッパドキアの熱気球ツアーに参加。ゴンドラの背が高くスタッフ二人に投げ込まれた。バーナーが轟音(ごうおん)で噴射し、ゴンドラはゆっくりゆっくり上空に上がった。高所恐怖症の私は両手で綱を握りしめ、固まっていた。それでも広大な渓谷(けいこく)はすばらしいパノラマで、色とりどりの熱気球が浮かび、想像以上に美しかった。ゴンドラを降りる時は引きずり降ろされた感じだった。最後にシャンパンとフライト証明をいただき安心した。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

発行

さくら税理士法人
 さくら社会保険労務士法人
 (株)さくらビジネスサービス
 労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
 ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>
 Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp
 TEL: 088-625-2556
 FAX: 088-654-1181

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。なお当文書は執筆時現在の情報です。内容が改定される可能性もございますのでご了承ください。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。